猿払村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

（昭和 48 年 10 月 18 日条例第 19 号）

（目的）

第１条　この条例は、重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(１)　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第４項の規定により身体障害者手帳（以下「身障手帳」という。）の交付を受けた者（以下「身体障害者」という。）であって身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第５号に掲げる等級が次のいずれかに該当する者

ア　１級又は２級の者（別表第５号備考欄１及び３により、２級以上となる者を含む。）

イ　心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害（以下、「内部障害」という。）に係る等級について、３級を持つ者（内部障害４級を重複して持つ者も対象とする。）

(２)　児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 12 条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号。以下「精神保健福祉法」という。）第６条第１項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障害（知能指数がおおむね 35 以下、なお、肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有する者については、おおむね 50 以下であって、日常生活において介護を必要とする者）と判定され、又は診断された者

(３)　精神保健福祉法第 45 条第２項の規定により精神障害者保健福祉手帳（以下「精神保健手帳」という。）の交付を受けた者（以下「精神障害者」という。）であって、精神保健福祉法施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第６条第３項に掲げる１級に該当する者

２　この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。

(１)　「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第６条第１項に規定する配偶者のない女子であって、次のいずれかに該当するものであること。

ア　18 歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監督保護している者

イ　18 歳に達した日の属する年度の末日の翌日から 20 歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者

(２)　「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第２項に規定する配偶者のない男子であって、前号ア又はイのいずれかに該当するものであること。

(３)　「児童」とは、次のいずれかに該当するものであること。

ア　ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、若しくは監督保護され、又は両親の死亡、行方不明等

により他の家庭で現に扶養されている 18 歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者（引き続いて特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）に在学する者にあっては、在学する期間を含む。）

イ　ひとり親家庭等の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

３　この条例において「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（１）　健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）

（２）　船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）

（３）　国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

（４）　私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

（５）　国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）

（６）　地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

（７）　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高確法」という。）

４　この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第３条第２項に規定する日雇特例保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

５　条例第４条に定める「一部負担金」とは、規則で定める一部負担金をいう。

６　この条例において「基本利用料」とは、高確法第 78 条第４項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第 67 条第１項第１号に定める割合を乗じて得た額をいう。

７　この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第 85 条第２項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

８　この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第 85 条の２第２項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

９　この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法第 43 条第１項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

（助成の対象）

第３条　村は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童であって、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障害者のうち精神障害者にあっては入院に係るものを除く。）について助成する。

（1） 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者
（2） 児童福祉法第 27 条第１項第３号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所している者
（3） 重度心身障害者で、次のいずれかに該当する者
ア　所得の額が猿払村重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 48 年規則第５号。以下「規則」という。）で定める額以上であること。
イ　重度心身障害者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第１項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。
ウ　65 歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、又は、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第６条第１号及び高確法第 67 条第１項第２号に掲げる者以外の者
エ　医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間
（4） ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者
ア　ひとり親家庭等の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。
イ　ひとり親家庭等の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。
ウ　両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下「養育者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。
エ　養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

（助成の額）

第４条　医療に関する経費の助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金及び基本利用料並びに食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。

２　村長は、第２条第６項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

（受給者証の交付申請）

第５条　医療に関する経費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を村長に提出するものとする。

（受給者の決定等）

第６条　村長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めたときは、その助成の決定をするものとする。

２　村長は、前項の規定により、助成を決定したときは、当該医療に関する経費の助成を申請した者に対し、医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（受給者証の提示）

第７条　前条第１項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において、医

療を受けようとするときは当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

（助成の方法）

第８条　医療に関する経費の助成は、村長がその額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

２　村長は、特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず、助成する額を受給者に支給することにより行うことができる。

（届出の義務）

第９条　受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨を速やかに村長に届出なければならない。

(１)　氏名又は住所等を変更したとき。

(２)　第３条の規定に該当しなくなったとき。

（助成の終了）

第 10 条　村は､受給資格が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日からこの条例による医療に関する経費の助成を行わないものとする。

(１)　第３条の規定に該当しなくなったとき。

(２)　死亡したとき。

（損害賠償との調整）

第 11 条　村長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

（助成金の返還）

第 12 条　村長は、偽り、その他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

（規則の委任）

第 13 条　この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年 10 月１日より適用する。

附　則（昭和 49 年３月 18 日条例第 17 号）

この条例は、公布の日から適用する。

附　則（昭和 53 年 12 月 25 日条例第 38 号）

この条例は、昭和 54 年１月１日から施行する。

附　則（昭和 58 年１月 24 日条例第３号）

この条例は、昭和 58 年２月１日から施行する。

附　則（昭和 59 年 12 月 19 日条例第 19 号）

改正後の重度心身障害者及び母子家庭等医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、公布の日から施行し、昭和 59 年 10 月１日から適用する。ただし、改正後の条例第２条第２項

の規定は、昭和 60 年１月１日から適用する。

附　則（平成６年 12 月 26 日条例第 29 号）

改正

平成 12 年 12 月 25 日条例第 54 号

（施行期日）

１　この条例は、平成７年１月１日から施行する。

（標準負担額に関する経過措置）

２　この条例の施行の日から平成８年９月 30 日までの間は、改正後の猿払村重度心身障害者及び母子家庭等医療費の助成に関する条例第２条中「健康保険法第 43 条の 17 第２項に規定する標準負担額」とあるのは、「600 円（健康保険法第 43 条の 17 第２項の厚生労働省令で定める者については、厚生労働大臣が別に定める額）」とする。

附　則（平成 10 年３月 25 日条例第３号）

この条例は、平成 10 年４月１日から施行する。

附　則（平成 11 年３月 16 日条例第６号）

この条例は、平成 11 年４月１日から施行する。

附　則（平成 12 年 12 月 25 日条例第 54 号）

この条例は、平成 13 年１月６日から施行する。（後略）

附　則（平成 13 年３月 23 日条例第８号）

この条例は、平成 13 年４月１日から施行する。ただし、第１条、第２条第２項第２号及び第３号、第３条第４号及び第５号並びに同条第２項の改正規定は、平成 13 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 14 年９月 19 日条例第 19 号）

この条例は、平成 14 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 16 年６月 25 日条例第 27 号）

この条例は、平成 16 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 17 年３月 22 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 18 年３月 17 日条例第 32 号）

この条例は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則（平成 18 年９月 21 日条例第 48 号）

この条例は、平成 18 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 19 年３月 15 日条例第 20 号）

この条例は、平成 19 年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年３月 17 日条例第７号）

この条例は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則（平成 20 年６月 30 日条例第 22 号）

この条例は、平成 20 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 21 年３月 16 日条例第 12 号）

この条例は、平成 21 年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年３月 16 日条例第３号）

この条例は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則（平成 22 年９月 21 日条例第 29 号）

この条例は、平成 22 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 24 年３月 12 日条例第８号）

この条例は、平成 24 年４月１日から施行する。

附　則（平成 26 年９月 24 日条例第 25 号）

この条例は、平成 26 年 10 月１日から施行する。